

審議会等調書

名称	佐伯市文化財調査委員		
設置目的	市の区域内における文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。		
設置根拠等	佐伯市文化財保護条例		
設置年月日	平成17年3月3日	委員数	45人
審議事項等	市指定文化財の指定・解除について、教育委員会の諮問に応じ、文化財調査委員会で審議する。 その他、文化財の保存及び活用に関して、審議等を行う。		
事務局担当課(室)名	文化振興課 電話番号 22-4234 内線 662		
備考			